

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県広域水道企業団規約（平成29年総行市第69号。以下「規約」という。）第13条に定める運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、香川県広域水道企業団の事務に関し次に掲げる事項を協議する。

- (1) 規約の改廃に関する事項
- (2) 条例の制定又は改廃に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 重要な計画の策定又は改廃に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に重要な事項

(会長)

第3条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、香川県知事の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員に事故があるときは、その職務を代理する者が議事に参与することができる。

(持回りによる協議)

第5条 特別な事情により協議会の招集が困難であると会長が認めるものについては、持回りの方法により協議を行うことができるものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。